

「防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」、
「防災・災害情報のメンバードな公開・二次利用促進のためのガイド」、及び「社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」の公表

平成 26 年 12 月 16 日

特定非営利活動法人

ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム

(略称：ASPIC)

ASPIC は、ICT 利活用の推進において防災・災害情報や社会資本情報の各分野に、クラウドサービスを適切に普及拡大させるとともに、情報の公開、オープンデータ化・二次利用を促進することを目的として、標記の3ガイドを策定しましたので公表します。

1. 経緯

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム（略称：ASPIC、東京都品川区西五反田、会長：河合輝欣）では、ASP・SaaS・クラウドの普及拡大及び適切な利用促進を図ることを目的に、総務省と合同で設立した「ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会（平成25年度）」において、政府の進めるオープンデータ戦略の動きとクラウドの利用拡大の観点を踏まえ、防災・災害情報、及び社会資本情報の公開、オープンデータ化、及び二次利用する際に留意すべき事項等を検討してきました。

今般、その検討結果を踏まえ、以下のとおりガイドを策定しましたので公表します。

<p>防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド</p>	<p>行政機関やライフライン事業者等の防災関係機関が作成・保有する防災・災害情報をオープンデータ化する際に留意すべき事項、及び情報サービス事業者等が防災・災害情報を二次利用して新たな意味・価値を持つ地理空間情報として提供する際に留意すべき事項等を取りまとめたもの。(H25 年度のガイドにライフライン事業者等を追加した改定版)</p>
<p>防災・災害情報のメンバードな公開・二次利用促進のためのガイド</p>	<p>誰もが情報を入手できるオープンな情報領域ではなく、行政機関やライフライン企業等の限定された領域において、災害時における防災・災害情報を公開する際、及び情報サービス事業者等が公開された防災・災害情報の二次利用サービスを提供する際に必要となる事項、留意すべき事項をまとめたもの。</p>
<p>社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド</p>	<p>主に地方公共団体が社会資本情報（主に道路関係情報）をオープンデータとして提供する際に基本とすべき事項、また事業者等がオープンデータ化された社会資本情報を二次利用する際に基本とすべき事項を取りまとめたもの。</p>

2. 公表資料

- 「防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」、「防災・災害情報のメンバードな公開・二次利用促進のためのガイド」、及び「社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」の概要（別紙参照）
- 「防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」
- 「防災・災害情報のメンバードな公開・二次利用促進のためのガイド」
- 「社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド」

3. ASP・SaaS・クラウド関連ガイド・指針、及び 情報の公開・二次利用に関するガイドの取得方法

政府が進めるオープンデータ戦略の動きとクラウドの利用拡大の観点を踏まえ、総務省と合同で実施している「ASP・SaaS・クラウド普及促進協議会」では、今回公表した上記のガイドのほか、ASP・SaaS・クラウド事業者向け、利用者向けに、分野毎に様々なガイド等を公表しており、ASPICのホームページからどなたでも入手することが可能です。

4. お問い合わせ先：

特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム（略称：ASPIC）

e-mail : office@aspicjapan.org

〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-3-1 たつみビル2F

TEL : 03-6662-6591 / FAX : 03-6662-6347

以上

防災・災害情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド (概要)

行政機関やライフライン事業者等の防災関係機関が作成・保有する防災・災害情報をオープンデータ化する際に留意すべき事項、及び情報サービス事業者等が防災・災害情報を二次利用して新たな意味・価値を持つ地理空間情報として提供する際に留意すべき事項等を取りまとめたもの。

(H25年度のガイドにライフライン事業者等を追加した改定版)

【目次】

第Ⅰ部 共通編

1 本ガイドについて

- 1.1 ガイドの目的
- 1.2 本ガイド策定の背景
- 1.3 本ガイドで使用する用語の定義
- 1.4 本ガイドの想定利用者
- 1.5 本ガイドの対象範囲
- 1.6 関連するガイド等

2 オープンデータの意義と実態

- 2.1 オープンデータの背景、意義・目的

3 情報のマッシュアップ

- 3.1 防災・災害情報におけるマッシュアップの例
- 3.2 地理空間情報の構成要素
- 3.3 オープンデータ化・二次利用に際しての国際規格への準拠

第Ⅱ部 オープンデータ化促進編

1. オープンデータ化と二次利用の意義

- 1.1 オープンな情報領域でのオープンデータ化と二次利用の意義・メリット

2. オープンな情報領域における防災・災害情報のオープンデータ化と二次利用の状況

- 2.1 行政機関の保有作成する防災・災害情報のオープンデータ化と二次利用の状況
- 2.2 ライフライン事業者等の保有作成する防災・災害情報のオープンデータ化と二次利用の状況

3. 防災・災害情報のオープンデータ化にあたっての留意事項

- 3.1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用
- 3.2 オープンな情報領域で防災・災害情報をオープンデータ化する際の留意事項

第Ⅲ部 二次利用促進編

1. 防災・災害情報の二次利用における基本事項
 - 1.1 利用規約の確認
 - 1.2 著作権等の権利関係の確認
 - 1.3 許諾・遵守事項の確認
 - 1.4 制限・禁止事項の確認
 - 1.5 免責事項の確認
 - 1.6 更新する場合の最新情報の利用
2. 二次利用した情報を地理空間情報として提供する際の留意事項
 - 2.1 サービス提供にあたっての留意事項
 - 2.2 利用規約等の作成
 - 2.3 情報提供の方法に関する留意事項
 - 2.4 情報サービス利用者の使いやすさへの配慮

防災・災害情報のメンバードな公開・二次利用促進のためのガイド (概要)

誰もが情報を入手できるオープンな情報領域ではなく、行政機関やライフライン企業等の限定された領域において、災害時における防災・災害情報を公開する際、及び情報サービス事業者等が公開された防災・災害情報の二次利用サービスを提供する際に必要となる事項、留意すべき事項をまとめたもの。

【目次】

第Ⅰ部 共通編

1. 本ガイドについて
 - 1.1 ガイドの目的
 - 1.2 本ガイド策定の背景
 - 1.3 本ガイドで使用する用語の定義
 - 1.4 本ガイドの想定利用者
 - 1.5 本ガイドの対象範囲
 - 1.6 関連するガイド等
2. オープンデータの意義と実態
 - 2.1 オープンデータの背景、意義・目的
3. 情報のマッシュアップ
 - 3.1 マッシュアップの概念
 - 3.2 地理空間情報の構成要素
 - 3.3 オープンデータ化・二次利用に際しての国際規格への準拠

第Ⅱ部 公開編

1. メンバードな情報領域での公開と二次利用の意義
 - 1.1 メンバードな情報領域での公開と二次利用の意義・メリット
 - 1.2 行政機関のみによるメンバードな情報領域を構築する意義
2. メンバードな情報領域における防災・災害情報の公開と二次利用の状況
 - 2.1 ライフライン事業者等の保有・作成する防災・災害情報の公開と二次利用の状況
 - 2.2 行政機関の保有・作成する防災・災害情報の公開と二次利用の状況
 - 2.3 公開と二次利用のユースケース
3. 防災・災害情報の公開にあたっての留意事項
 - 3.1 ライフライン事業者等を含むメンバードな情報領域で防災・災害情報を公開する際の留意事項
 - 3.2 行政機関のみのメンバードな情報領域で防災・災害情報を公開する際の留意事項

第Ⅲ部 二次利用編

1. メンバードな情報領域における防災・災害情報の二次利用にあたっての基本事項
 - 1.1 ライフライン事業者等を含むメンバードな情報領域で防災・災害情報を二次利用する際の留意事項
 - 1.2 行政機関のみのメンバードな情報領域で防災・災害情報を二次利用する際の留意事項

社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド (概要)

主に地方公共団体が社会資本情報（主に道路関係情報）をオープンデータとして提供する際に基本とすべき事項、また事業者等がオープンデータ化された社会資本情報を二次利用する際に基本とすべき事項をとりまとめたもの。

【目次】

第Ⅰ部 共通編

1. 本ガイドについて
 - 1.1 本ガイドの目的
 - 1.2 本ガイド策定の背景
 - 1.3 本ガイドで使用する用語の定義
 - 1.4 本ガイドの想定利用者
 - 1.5 ガイドの対象範囲
 - 1.6 関連するガイド等
2. オープンデータの意義と実態について
 - 1.1 オープンデータの背景、意義・目的

第Ⅱ部 オープンデータ化促進編

- 1 社会資本情報のオープンデータ化の意義について
 - 1.1 社会資本情報のオープンデータ化と利用促進の意義
- 2 社会資本情報のオープンデータ化の状況
 - 2.1 社会資本情報の提供者と保有データ
 - 2.2 自治体における社会資本情報のオープンデータ化の現状
 - 2.3 社会資本情報の公開／オープンデータ化の状況と入手方法
- 3 社会資本情報提供者におけるオープンデータ化に向けた基本事項
 - 3.1 自治体のオープンデータ化の基本的な行動フロー
 - 3.2 基本方針と合意形成に係る基本事項
 - 3.3 管理・運用面に係る基本事項
 - 3.4 技術面に係る基本事項
 - 3.5 公開面に係る基本事項
 - 3.6 広域連携・官民連携の推進に係る基本事項
4. 社会資本情報サービス事業者に明示すべき事項
 - 4.1 著作権と二次利用範囲の明示
 - 4.2 データの正確性・品質等の明示

- 4.3 許諾・遵守事項の明示
- 4.4 制限・禁止事項の確認
- 4.5 免責事項の明示
- 4.6 他の情報提供サイトの利用規約との関係の明示

第Ⅲ部 二次利用促進編

- 1 社会資本情報提供者との関係における基本事項について
 - 1.1 利用規約の確認
 - 1.2 データの正確性・品質等の確認と訂正
 - 1.3 著作権等の権利関係の確認
 - 1.4 許諾・遵守事項の確認
 - 1.5 制限・禁止事項の確認
 - 1.6 免責事項（情報提供者側）の確認
- 2 社会資本情報サービス利用者との関係における基本事項
 - 2.1 利用規約の作成
 - 2.2 サービスの種類・内容、品質の明示
 - 2.3 サービスのセキュリティ対策の明示
 - 2.4 サービスの変更・停止・終了に係る事項の明示
 - 2.5 サービスのサポート体制に係る事項の明示
 - 2.6 サービスの会員登録、料金・決済方法の明示
 - 2.7 免責事項の明示
 - 2.8 禁止事項の明示
 - 2.9 著作権等の権利関係に係る基本事項の明示
 - 2.10 個人情報の取扱い・保護に係る事項の明示
 - 2.11 その他法的事項の明示